

## 大間々用水のあゆみ

| 年 号            | 内 容  |
|----------------|--|
| 昭和24年<br>1949年 | 大間々相生地区に畑地かんがい施行の議起こりその促進運動と調査設計が行われた。   |
| 昭和27年<br>1952年 | 大間々相生土地改良区予備審査申請 (S27. 12. 15)   |
| 昭和28年<br>1953年 | 大間々町用水使用承認申請書を町へ提出 (S28. 11. 27)<br>上記の用水使用承認 (S28. 12. 8)   |
| 昭和29年<br>1954年 | 大間々相生土地改良区設立認可(群馬県指令耕第13号) 受益面積 460町歩・(S29. 2. 13)<br>大間々相生土地改良区総代選挙執行 (S29. 3. 30) 総代数 40人 大間々町 20人, 相生村 20人<br>県営事業採択<br>紛争惹起の恐れあり、また負担に堪えない事を理由に異議申し立てがあった。<br>事業早急着工を陳情 (S29. 12. 3)<br>適法であり有効な事業である。異議申し立て却下 (知事) (S29. 12. 24)  |
| 昭和30年<br>1955年 | 事業打ち切り陳情 紛争惹起の恐れ負担に堪えないことを理由とする。(S30. 1. 6)  |
| 昭和31年<br>1956年 | 大間々町、相生村の両町村にまたがる460町歩に対し、畑地かんがいを施行すべく計画したが、受益者の一部に反対があり挫折した。この間、計画を変更し新たな土地改良区設立の準備を進め、大間々町、桐生市、笠懸村、新里村の4町村に跨る620町歩の畑地かんがいを<br>行う計画が樹立され、大間々用水土地改良区設立の見通しが立った。  |
| 昭和33年<br>1958年 | 大間々用水土地改良区設立認可申請 (S33. 5. 15)<br>事業促進の陳情をする。関係市町村長連名 (S33. 6. 19)<br>総代会開催、大間々相生土地改良区解散決議 (S33. 7. 27)<br>大間々相生土地改良区解散認可申請 (S33. 7. 29)<br>大間々用水土地改良区設立認可 群馬県指令 111号 (S33. 8. 16)<br>受益面積 620町歩 かんがい方法・畝間かんがい<br>関係町村 大間々町、桐生市、笠懸村、新里村<br>総代選挙執行 (昭33. 10. 14) (桐生市 10人・大間々町 6人・笠懸村 19人・新里村 5人)<br>第1回総代会開催、規約・諸規程制定、<br>役員選挙執行 理事 21人・監事 2人 (10. 31)<br>第1回理事会開催、理事長選任 北村吉三郎 (11. 29) |
| 昭和34年<br>1959年 | 山田郡大間々町大字大間々1549番地に土地改良区事務所を開設 職員 5人 (S34. 4. 1)<br>昭和34年～35年 地区内全域にわたり土地改良事業推進の啓蒙活動を行う。部落単位に<br>説明会、映画会、散水実験を行う。  |
| 昭和35年<br>1960年 | 昭和35年～36年 事業計画変更のための調査設計を行う。<br>畝間かんがいを散水かんがいに変更。この間、受益地区の内、桐生市相生町の市街化が進行<br>した。   |
| 昭和36年<br>1961年 | 理事会開催 (8. 11)<br>前理事長 北村吉三郎氏辞任により、新理事長に大間々町長 新井整氏が就任する。  |
| 昭和37年<br>1962年 | 総代任期満了 (10. 3) 事業計画・地区・定款変更が予定されているため改選を行わない。<br>この年度中、導水路工事の大部分が完了となる。<br>県営事業 地区内幹線着工、耐圧石綿管理設<br>改良区の事業着工<br>区画整理 (団体営・構造改善) 末端管路 (団体営) スプリンクラー (県単)<br>深沢川の水量不足が明らかになり渡良瀬川より揚水を計画、かんがい方式の変更にあわせ補<br>給水の取水を計画<br>昭和37年～40年 事業計画変更のための調査設計を行う   |
| 昭和38年<br>1963年 | 群馬県より水利権許可 (S38. 4. 1)   |

|                |   |
|----------------|---|
| 昭和39年<br>1964年 | 新規事業(区画整理)認可申請 当初区画整理事業の認可を受けていなかった。(S39. 6. 20)<br>地区は大間々町・新里村・笠懸村 762. 4ha<br>同上認可となる(39. 12. 15) 群馬県指令耕第131号<br>県営事業所は残務整理のため、当分残留となる。   |
| 昭和40年<br>1965年 | 区画整理事業完了 (S40. 3. 31)<br>県営事業計画変更承認申請をする (S40. 11. 11)<br>かんがい方法・事業量・事業費変更 受益面積 456ha   |
| 昭和41年<br>1966年 | 事業計画変更認可申請 (S41. 1. 17)<br>畝間かんがいを散水かんがいに変更・区画整理も併せて変更<br>畑地かんがい<br>受益面積 456. 0ha 区画整理 受益面積 558. 4ha<br>県営事業計画変更承認申請承認される(昭41. 3. 31)<br>補給水取水のため渡良瀬川揚水機場設置<br>地区内幹線は全部耐圧管理設、自然圧利用<br>笠懸村制定77周年祝賀式の折、木村寅太郎村長より感謝状を受ける。(4. 2)<br>定款変更認可申請 (S41. 9. 1) 大間々町、笠懸村、新里村の一部を地区とする<br>定款変更認可(S41. 11. 25) |
| 昭和42年<br>1967年 | 事業計画変更認可申請 認可 (S42. 2. 14)<br>県営事業完了 (S42. 3. 31) 頭首工 揚水機場 導水路 地区内幹線を施工<br>総代選挙執行 (6. 20) 総代数 40人 変更後の定款に基づく選挙<br>県営事業所閉鎖 (7. 31) 県営事業竣工設計書作成が終了し、残務整理完了となる<br>土地改良区事務所を県営事務所跡に移転 (8. 1)<br>総代会開催・役員選挙執行 (8. 31) 理事 21人、監事 4人、<br>この時期、沖縄県その他県内外より視察多く訪れる   |
| 昭和43年<br>1968年 | 改良区事業 畑地かんがい事業が完了し、計画事業が全部完了となる。(S43. 3. 31)<br>大間々用水土地改良事業竣工式挙行 (S43. 4. 21) 於 山田会館 列席者 120人   |
| 昭和44年<br>1969年 | 維持管理事業施行認可申請 (S44. 4. 7)<br>県営事業と土地改良区による造成施設を管理する<br>同上認可 (8. 1)<br>竣工記念碑建設 (12. 24) 大間々町大字桐原地内の郡界分水口地点に建立   |
| 昭和45年<br>1970年 | 全国土地改良事業団体連合会長より銅章表彰 (S45. 5. 28)<br>この頃より促成栽培用ビニールハウスが多く進出し、畑地かんがいは水利用による集約営農<br>に不可欠な存在となり成果が収められる (S45頃～)  |
| 昭和46年<br>1971年 | 水路事故発生 (S46. 1. 18)<br>被害者が東京地裁へ提訴 東京地裁へ出向する (S46. 5. 4～S46. 6. 11) 以後、損害賠償請<br>求事件の裁判関係事務続く<br>任期満了に伴う総代選挙執行 (11. 30) 総代定数 40人 立候補者 40人 当選者 40人  |
| 昭和47年<br>1972年 | 役員選挙執行 (S47. 1. 21) 理事 20人 (内、員外 3人) 監事 4人 当選<br>役員補欠選挙執行 (11. 18)  |
| 昭和48年<br>1973年 | 損害賠償請求事件裁判結審 (S48. 1. 27)   |
| 昭和49年<br>1974年 | 損害賠償請求事件 判決延期 7回 (S49. 1. 31～S50. 3. 25)<br>大間々町桐原地内の導水路保護地盤が集中豪雨により崩壊した。   |
| 昭和50年<br>1975年 | 任期満了に伴う総代選挙執行 (S50. 11. 21) 第1区 6人・第2区 29人・第3区 5人<br>損害賠償請求事件東京高等裁判所にて和解成立 (12. 10)<br>笠懸村より第8工区内に小学校及び幼稚園の建設予定の申し出 (12. 10)<br>第11工区の換地処分公告 (県 S50. 12. 26)  |
| 昭和51年<br>1976年 | 笠懸西部土地改良区 理事長より畑かん施設実施方の要請 (S51. 1. 19)<br>任期満了に伴う役員選挙執行 (1. 20)<br>大間々町桐原地内の導水路保護石積が雨季による雨のため崩壊 (6. 25)<br>鹿北部共同施行組合 代表と水使用に関する協定書を締結 (12. 27) 70筆、123, 650 m <sup>2</sup> 、38人<br>早川貯水池老朽化のため破損箇所が見られ県の指示で流入量を制限 (S51年1月～12月)   |

|                |   |
|----------------|---|
| 昭和52年<br>1977年 | 桐原地内導水路3カ所水路妨害を夕方6時頃発見、翌日大間々警察署へ届出(S52.2.22)<br>早川貯水池老朽化の改修工事計画により貯水量制限。満水時の三分の二・60万立方メートル<br>早川貯水池改修工事に伴う埋設管路工事を行う。<br>ハウスの賦課徴収の方法を総代会で可決(3.5)<br>土地改良施設維持管理適正化事業創設に伴う事業加入について総代会に諮り可決(11.5)<br>竹沢北部共同施行組合代表と水使用に関する協定書を締結(12.19) 28筆、82,288㎡、17人  |
| 昭和53年<br>1978年 | 早川改修事業打合わせ会議開催(S53.5.29)<br>事業の経過報告、事業概要の変更、総事業費の変更について打ち合わせをする。<br>西鹿田畑地かんがい共同施行組合代表より、畑かん加入の要望書が提出される(8.24)   |
| 昭和54年<br>1979年 | 西鹿田共同施行組合代表と水使用に関する協定書を締結(S54.2.28)<br>改良区事務所及び倉庫の建替えについて総代会に諮り議決される(3.31)<br>建設案 建設場所は現在地 建坪80坪 改良区1階40坪・森林組合2階40坪(改良区<br>会議室を含む)<br>旧改良区事務所取壊し終わる(10.22)<br>任期満了に伴う総代選挙執行(11.21) 第1区6人・第2区29人・第3区5人   |
| 昭和55年<br>1980年 | 任期満了に伴う役員選挙執行(S55.1.16) 理事20人(内、員外3人) 監事4人当選<br>大間々用水土地改良区事務所竣工(3.24) 鉄骨構造 2階建 274.69㎡  |
| 昭和56年<br>1981年 | 全国農林漁業団体振興会が設立され、総代会で同会加入が承認される(S56.3.16)   |
| 昭和57年<br>1982年 | 改良区創立23周年を記念し、役職員功労者表彰並びに研修旅行実施(S57.2.12)<br>一般基金積立金制度を設置(4.1施行)<br>台風10号により渡良瀬川揚水機場堰堤被災4連5層木工沈床中央部決壊、(8.2)<br>維持管理適正化事業にて除塵機場設置工事竣工(9.14)<br>除塵機(AT製、6-13型) 処理能力0.39t/s  |
| 昭和58年<br>1983年 | 任期満了に伴う総代選挙執行(S58.11.22) 第1区6人・第2区29人・第3区5人<br>かんがい施設管理者賠償責任保険に加入(6.20)以後、毎年度更新し現在も加入   |
| 昭和59年<br>1984年 | 任期満了に伴う役員選挙執行(S59.1.21) 理事20人(内、員外3人) 監事4人当選<br>全国土地改良事業団体連合会 会長より銀章表彰を受ける(3.28)  |
| 昭和60年<br>1985年 | 定款変更認可申請(S60.5.13)<br>土地改良法改正に伴う改正認可(S60.7.6) 群馬県指令耕第27号  |
| 昭和61年<br>1986年 | 役員補欠選挙を執行(昭61.2.25)<br>同日開催の昭和61年度第2回理事会で理事長の互選を行い、新理事長「第3代理事長」に<br>大間々町長 山同賢治氏就任<br>大間々町森林組合と事務所の賃貸借契約を締結(4.1)<br>大間々用水路(排水路)管理受託契約を大間々町長と締結し、管理業務を行う(6.1)<br>台風10号による降雨により大間々町大字上神梅地内の開渠導水路が被災(8.4)<br>事業主体 大間々町で災害復旧事業にて復旧工事を行う<br>県営事業調査希望申請書を群馬県へ提出(S61.8.29)<br>昭和62年度新規県営土地改良計画調査地区採択を群馬県に陳情(S61.12.4)       |
| 昭和62年<br>1987年 | 県営事業調査採択(S62.4.1) 県営畑地帯総合土地改良事業<br>集中豪雨により神梅地内導水路に土砂流入(8.18)<br>県営事業申請にあたり、総代会で農用地編入推進決議を行う。(8.31)<br>上記定款変更はS63.3.15認可申請<br>規約の一部変更 総代会にて議決(8.31)<br>任期満了に伴う総代選挙執行(11.24)<br>県営土地改良事業に関する関係町村長の意見聴取(12.1)<br>県営畑地帯総合土地改良事業の縦覧公告(S62.12.12)<br>地区名 大間々用水土地改良区、地域及び受益面積410ha(笠懸村357ha・新里村34ha・<br>大間々町19ha) 関係戸数708戸 |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 昭和63年<br>1988年  | 任期満了役員選挙執行 (S63. 1. 19) 理事 20 人 (内、員外 4 人) 監事 4 人当選<br>県営畑地帯総合土地改良事業の施行申請・定款変更認可申請を県知事宛に提出 (S63. 3. 15)<br>畑総事業施行に伴い鹿北部、竹沢北部、西鹿田の 3 施行組合を地区編入する件を総代会に諮り可決 (S63. 3. 25)<br>昭和 63 年度県営畑地帯総合土地改良事業採択 (S63. 4. 18)<br>幹線 2 号線 φ 700 本管漏水事故発生 (8. 5)<br>大間々町大字塔之越地内にて住宅 2 棟に対し被害を与え、同年 8 月 19 日に示談となる。<br>群馬県営大間々用水土地改良事業の施行決定 (S63. 9. 5)<br>用排水及び県営畑総事業の円滑な推進を期する目的で用排水調整委員会設置 (11. 11)<br>定款変更認可・群馬県指令耕第 3 8 号 (S63. 12. 1)                     |
| 平成 元年<br>1989年  | 笠懸村文化会館建設等に伴う地区除外申請を総代会で可決承認 (H1. 10. 30)   |
| 平成 2年<br>1990年  | 3 共同施行組合の正式地区編入が総代会で可決される (H2. 10. 16)<br>平成元年 12 月、鹿北部・竹沢北部・西鹿田共同施行組合解散に伴い大間々用水地区編入  |
| 平成 3年<br>1991年  | 赤堀地区の加入を総代会で可決 (H3. 3. 19) 加入者数 13 名、面積 80, 251 m <sup>2</sup><br>借入金償還準備積立金制度設置 (3. 19) 設置に伴う規約及び規程の制定<br>全国土地改良事業団体連合会長より金章を受賞する (3. 27)<br>県営土地改良計画変更申請・維持管理計画変更認可申請 (6. 26)<br>赤堀地区編入による計画変更<br>定款変更認可申請 (H3. 6. 26)<br>同上の県営土地改良事業計画変更決定 (H3. 11. 11)<br>同上の維持管理計画変更認可 群馬県指令土改第 67 号 (〃)<br>同上の定款変更認可 群馬県指令土改第 66 号 (〃)<br>役員功労者表彰規程・役員退任慰労金支給規程の設置を総代会で可決決定 (10. 14)<br>任期満了に伴う総代選挙執行 (11. 20) 第 1 区 6 人・第 2 区 27 人・第 3 区 2 人・第 4 区 5 人 |
| 平成 4年<br>1992年  | 任期満了に伴う役員選挙執行 (H4. 1. 18)<br>役員功労者表彰執行 (H4. 3. 27)<br>群馬銀行のぐんぎん FB 専用端末機を利用した支払及び賦課金振替等を群銀と提携しパソコン処理となる   |
| 平成 6年<br>1994年  | 規約及び会計細則の変更 (H6. 3. 23) 消費税導入に伴う取り扱い確定による<br>県営事業調査の実施 (H6 年度・初年度)<br>地区名 早川地区 調査期間 平成 6 年度～平成 9 年度<br>調査内容 早川貯水池事業計画調査<br>事務所建物の警備請負契約を締結 (4. 27)  |
| 平成 7年<br>1995年  | 土地改良区総合強化対策対策事業の活性化構想策定事業実施を総代会で可決 (H7. 10. 2)<br>活性化構想検討委員会委員選任、事業実施に伴う報告書作製委託先の選考を総代会に諮り可決承認される。<br>全組合員対象にアンケート調査を実施<br>任期満了に伴う総代選挙執行 (11. 24)<br>任期満了に伴う役員選挙執行 (12. 11)   |
| 平成 8年<br>1996年  | 平成 7 年度土地改良施設維持管理適正化事業通報施設工事竣工 (H8. 1. 31) 無線機設置 1 式<br>役員功労者の表彰を平成 7 年度通常総代会の席上で行う (3. 28)<br>農地流動化支援水利用調整事業実施 7 カ年実施 (H8 年度・初年度)  |
| 平成 9年<br>1997年  | 大間々用水史 (仮称) 編さんについて総代会に諮る (H9. 11. 29)<br>編さん委員 7 名と参与を選任する<br>活性化構想策定事業成果品 (報告書) を配付する<br>農地流動化支援水利用調整事業実施 (H9 年度・2 年目)  |
| 平成 10年<br>1998年 | 県営土地改良事業計画の変更・維持管理事業計画の変更を通常総代会に諮る (H10. 3. 24)<br>農地流動化支援水利用調整事業実施 (H10 年度・3 年目)<br>県営事業調査 深沢川頭首工～早川貯水池間の導水路が未整備の為、調査する。   |
| 平成 11年<br>1999年 | 土地改良法改正に伴う規約の一部改正 (H11. 3. 15)<br>経常賦課金の 3 期分納を年 1 回納入とすることが総代会で可決され、11 年度より 6 月末納期となる (H11. 3 月)<br>任期満了による総代選挙執行 (H11. 11. 24)<br>農地流動化支援水利用調整事業実施 (H11 年度・4 年目)  |

|                |   |
|----------------|---|
| 平成12年<br>2000年 | 任期満了に伴う役員選挙執行 (H12. 1. 19)<br>平成11年度土地改良施設維持管理適正化事業畑かん布替工事竣工 管路布替L=94.5m<br>土地改良法改正に伴う規約の一部改正を行う。(H11. 3月)<br>インターネット利用開始(H12. 9月)<br>県営早川貯水池土地改良事業を農地防災事業として施行することを総代会で可決 (11. 27)<br>同時業施行申請の同意書の取り纏めを行う。<br>農地流動化支援水利用調整事業実施 (H12年度・5年目)   |
| 平成13年<br>2001年 | 大間々用水史の編纂完了(H13. 12月)<br>農地流動化支援水利用調整事業実施 (H13年度・6年目)   |
| 平成14年<br>2002年 | 大間々用水史発刊 (H14. 1. 30)<br>大間々用水史発刊報告会開催 (H14. 2月)<br>畑かん施設監視システム導入 (H14. 3月) 減圧弁、除塵機等の施設の画像を電波により伝送<br>大間々用水ホームページ開設(H14. 11月)<br>農地流動化支援水利用調整事業実施 (H14年度・7目)  |
| 平成15年<br>2003年 | 県営畑地帯総合土地改良事業 大間々用水地区 (S63~H14年度) 全事業完工 (H15. 3. 27)<br>同上事業 大間々用水地区の竣工記念碑除幕式並びに完工式典を挙行(10. 6)<br>早川貯水池そばに県営畑総事業説明看板を群馬県が設置<br>経常賦課金の単価を10a当たり3,900円から4,500円に変更 (H15年度~)<br>県営ため池等緊急防災対策事業 (H14~H15年度) 清水新沼周辺整備   |
| 平成16年<br>2004年 | 早川幹線パイプライン流量監視システム導入(H16. 3月)インターネットとPHSのドゥーパ通信網を利用。<br>経常賦課金の算出基礎となる施設園芸比率を3から4に変更する。(定款変更を伴う)<br>県営ため池等整備事業 大間々用水地区 実施申請書を提出(H16. 10. 26)<br>県営ため池等整備事業施行認可申請に伴う神梅地区への地元説明会を実施<br>12月臨時総代会で認可申請を会議に諮る<br>国営資源保全実態調査の調査地区として吹上地区が決定。全国48地区のうち1地区としてモデル地区となる。                           |
| 平成17年<br>2005年 | 受益地の赤堀町が合併により伊勢崎市となる(H17. 1. 1)<br>導水路・揚水機場流量監視システムの導入(3. 2)<br>県営資源保全実態調査の調査対象地区として清水地区が決定 (4. 5)  |
| 平成18年<br>2006年 | 鹿田山環境保全ネットワーク設立(H18. 2. 14)<br>3月通常総代会で当改良区の愛称使用が決定する。「水土里ネット大間々用水」<br>受益地の大間々町と笠懸町及び勢多東村の3町村が合併し、新たに「みどり市」が誕生(3. 27)<br>個人情報保護に関する規程の設置 (4. 1)<br>大間々町のプレッシングを会場に県営事業の概要、農地・水・農村環境の保全向上対策事業への取り組み等について東部農業事務所に講演を依頼し研修を行う。参加者39名(7. 6)<br>役員補欠選挙執行 (H18. 7. 6) みどり市長 石原条氏が理事となり、理事長に就任 |
| 平成19年<br>2007年 | 任期満了に伴う総代選挙(H19. 11. 22)<br>定款の一部変更 (H19. 12. 28 認可)<br>変更理由：市町村合併に関係する地区及び地域等の名称記載変更・改良区が行う事業の記載・役員の定数減(10. 3申請)<br>関東一都九県土地改良事業団体連合会協議会より21世紀土地改良区創造運動関東地方大賞を受賞 (9. 14)<br>県営農業用水利用小水力発電可能性調査を実施 県費による農業用水等を利用した小水力発電等のクリーンエネルギーに関する可能性の基礎調査  |
| 平成20年<br>2008年 | 任期満了に伴う役員選挙(H20. 1. 17)<br>規約の一部改正(3. 25)<br>耕作放棄地再生活動等モデル支援事業実施<br>H19年度からネットワークが取り組んできたが今年度、大間々用水が事業主体となる。<br>小規模土地改良事業 活性化施設整備工事で清水新沼調整池駐車場に鹿田山公衆トイレを設置。改良区がみどり市から工事発注を依頼される。3月完成  |
| 平成21年<br>2009年 | 国の経済緊急対策事業農地有効利用支援整備及び地域活性・経済緊急対策交付金を活用。<br>整備事業を4件実施   |

|                |   |
|----------------|---|
| 平成22年<br>2010年 | <p>県営ため池整備事業完工 (H22.3月) H17年度～21年の5年間 幹線導水路の溢水対策として神梅地内の開水路約1.8kmを圧力管路にする。</p> <p>小規模土地改良事業 セセラギ水路工事 県民参加型として施工 (鹿田山地区)</p> <p>県の事業 農業水利施設小水力発電導入支援調査の実施</p> <p>係処務規程の一部を変更し、会計担当理事と工事担当理事を設置 (2.23)</p>  |
| 平成23年<br>2011年 | <p>小規模土地改良事業 神梅地区 農業用施設保全整備工事</p> <p>ステッキ茎弁設置2カ所、制水弁設置φ500 1基他、管路工 L=70m</p> <p>県営ため池等整備事業竣工記念碑建設工事の事業完工(H22年度～23年度)</p> <p>H17年度～H21年度まで5カ年をかけて完成した県営ため池等整備事業 大間々用水地区 竣工記念碑除幕式を挙(10.11)</p> <p>任期満了による総代選挙執行(11.22)</p>  |
| 平成24年<br>2012年 | <p>役員選挙会開催(H24.1.18)</p> <p>平成23年度通常総代会開催(3.21)会計細則の変更について議決。大間々用水の会計細則を4月1日より変更</p> <p>小水力発電 調査事業始まる。</p>  |
| 平成25年<br>2013年 | <p>小水力発電 調査事業委託 基本設計支援事業実施</p> <p>台風18号による竜巻発生により大間々用水受益内の阿左美地区で多数のハウス倒壊が発生(H25.9.16)</p> <p>理事会にて竜巻被害を受けた組合員に対する賦課取扱を検討決定(10.17)</p> <p>被害農家18名、被害ハウス面積31,551㎡</p> <p>平成25年度臨時総代会開催(10.23)</p>   |
| 平成26年<br>2014年 | <p>小水力発電事業実施(H26～H29)</p> <p>平成26年度地域用水環境整備事業(大間々用水地区)</p> <p>発電所用地取得等</p> <p>農林水産省土地改良区例の一部改正通達及び小水力発電事業実施とその他事業の変更に伴う定款・事業計画の変更(H26.11.25認可)</p> <p>隧道改修について、県営防災減災事業(用排水施設整備)大間々用水地区の名称を変更し、県営ため池等整備事業(用排水施設整備)大間々用水地区として採択申請することが決定。</p> <p>多面的機能支払交付金制度を活用した事業実施</p> |
| 平成27年<br>2015年 | <p>小水力発電事業 2年目</p> <p>水車製作工事</p> <p>定款変更、29条(過怠金)督促手数料10円を100円に改正</p> <p>規約、規程の変更、特定個人情報取扱規程の制定</p> <p>任期満了に伴う総代選挙実施(H27.11.16)</p> <p>県営ため池等整備事業(用排水施設整備工事)</p> <p>県営農業農村整備調査計画 深沢川頭首工を調査地区とする調査</p>   |
| 平成28年<br>2016年 | <p>任期満了に伴う役員選挙執行(H28.1.13)</p> <p>小水力発電事業 3年目</p> <p>建屋工事発注 東京電力エナジーパートナー(株)と系統連携工事 他</p> <p>小水力発電事業実施に伴い複式簿記導入に向けての検討を始める。</p> <p>県営ため池等整備事業(用排水施設整備工事)</p> <p>6.7.8号隧道基本設計、6.7号隧道 調査測量 一式</p> <p>県営農業農村整備調査計画 深沢川頭首工を調査地区とする調査</p> <p>体制強化基本計画基本計画の策定</p>               |
| 平成29年<br>2017年 | <p>29年度会計より複式簿記会計処理に移行(ミラウド会計ソフトを導入)</p> <p>小水力発電事業特別会計開始(4月)従来の決済金特別会計は29年度より一般会計で処理することとなる。</p> <p>大間々用水神梅発電所 売電開始(H29.10.11)</p> <p>発電所竣工式典を挙(30.11.17)</p> <p>鹿田山広域協定 NPO法人化</p>  |

|                |  |
|----------------|--|
| 平成30年<br>2018年 | 早川貯水池の堤体に東北震災時に出来たクラックを県の耐震性能照査の調査により防災減災事業として事業化するよう、早川貯水池所有者の早川土地改良区と利用者の大間々用土地改良区連名で関係3市に負担金の要望書を提出（3月） |
|----------------|--|